

○小山市移住支援金交付要綱

令和元年10月28日

規程第17号

改正 令和2年3月31日規程第19号

令和3年6月9日規程第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消を図るため、移住支援事業において、マッチング支援事業及び起業支援事業と連携し、東京圏から本市に移住し、就業又は起業等をした者に対して、小山市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県をいう。
- (2) 移住支援事業 本市と栃木県（以下「県」という。）が栃木県移住支援事業実施要綱（平成31（2019）年4月23日付け地振第16号）及び栃木県移住支援金交付事業費補助金交付要領（平成31（2019）年4月23日付け地振第17号）に基づき、協働して実施する支援事業をいう。
- (3) マッチング支援事業 県が栃木県マッチング支援事業実施要領（平成31（2019）年4月23日付け労政第27号）に基づき実施する支援事業をいう。
- (4) 起業支援事業 県がとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領及び地域課題解決型創業支援補助金交付要領に基づき実施する支援事業をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

- (6) マッチングサイト 栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイト及び都道府県（県を除く。）が開設する同様の企業情報掲載サイトをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）

は、本市の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれにも該当する者。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した者については、当該通学の期間（以下「東京23区内通学期間」という。）を通勤の期間に算入することができる。

ア 本市への転入（以下「転入」という。）の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤（雇用される者（以下「雇用者」という。）としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた者

イ 転入の直前に連続して1年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた者。ただし、通勤の期間については、転入の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

- (2) 次のいずれかに該当する者

ア 次のいずれにも該当する者（以下「一般就業者」という。）

(ア) マッチングサイトに掲載された求人に掲載日以後に応募し、当該求人に係る法人（交付対象者の3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人は除く。以下「対象法人」という。）に就業した者

(イ) 第6条第1項に規定する支援金の申請の日（以下「申請日」という。）から起算して5年以上、対象法人に継続して勤務する意思のある者

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づき、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する勤務地に就業し、申請日において、連続し

て3月以上対象法人に在職している者

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用された者

イ 次のいずれにも該当する者（以下「専門人材就業者」という。）

(ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業先（以下「対象就業先」という。）に就業した者

(イ) 申請日から起算して5年以上、対象就業先に継続して勤務する意思のある者

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づき、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する勤務地に就業し、申請日において、連続して3月以上対象就業先に在職している者

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用された者

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提での就業でない者

ウ 次のいずれにも該当する者（以下「テレワーカー」という。）

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市を生活の本拠とし、本市への移住に係る移住元（以下「移住元」という。）での業務を引き続き行う者

(イ) 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていない者

エ 県が地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けた者（以下「起業者」という。）

(3) 申請日から起算して5年以上、本市に継続して居住する意思のある者

(4) 小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しない者

(5) 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する外国人

(6) 市長が支援金の対象として不相当と認めるものでない者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は60万円とする。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当する場合の支援金の額は100万円とする。

(1) 移住元からの転出日及び申請日において、交付対象者の属する世帯と同一の世帯の世帯員（交付対象者を除く。以下「交付対象世帯員」という。）が1人以上いること。

(2) 交付対象世帯員が前条第4号に該当する者であること。

2 支援金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(事前相談)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、次条の規定による申請の前に、市長に相談を行わなければならない。

(交付申請等)

第6条 申請者は、小山市移住支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、本人確認ができる書類を提示の上、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 申請者（第4条第1項ただし書に該当する申請をする場合は、交付対象世帯員を含む。）の移住元の住民票の除票その他の移住元での在驻地及び在住期間を確認できる書類

(3) 就業証明書、法人の登記事項証明書、開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類（申請者が東京23区内に通勤していた場合に限る。）

(4) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（申請者が東京23区内に通勤していた雇用者である場合に限る。）

(5) 卒業証明書、成績証明書その他の在学期間を確認できる書類（申請者が東京23区内通学期間を東京23区内に通勤していた期間に算入する場合に限る。）

(6) 就業証明書（一般就業者・専門人材就業者用）（別記様式第3号）（申請

者が一般就業者又は専門人材就業者である場合に限る。)

(7) 就業証明書(テレワーカー用)(別記様式第4号)(申請者がテレワーカーである場合に限る。)

(8) 起業支援金の交付決定通知書の写し(申請者が起業者である場合に限る。)

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる期間内に申請しなければならない。

(1) 申請者(第4条第1項ただし書に該当する申請をする場合は、交付対象世帯員を含む。)の転入の日から起算して3月以上1年以内

(2) 起業支援金の交付決定を受けた日から起算して1年以内(申請者が起業者である場合に限る。)

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、小山市移住支援金交付決定通知書(別記様式第5号)又は小山市移住支援金不交付決定通知書(別記様式第6号)により、当該申請者に通知の上、支援金の交付を決定した申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、当該各号に掲げる金額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合はこの限りではない。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合 支援金の全額

ア 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。

イ 申請日から起算して、3年未満に本市から転出したとき。

ウ 申請日から起算して、1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定が取り消されたとき(交付決定者が起業者である場合に限る。)

(2) 申請日から起算して、3年以上5年未満に本市から転出した場合 支援金の半額

(調査等)

第9条 市長は、支援金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、現地調査を行い、又は申請者若しくは交付決定者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月23日以後に本市に転入した者（第4条ただし書に該当する申請をする場合は、当該者の属する世帯と同一の世帯員を含む。）について適用する。

附 則（令和2年3月31日規程第19号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年12月20日以後に本市に転入した者（第4条ただし書に該当する申請をする場合は、当該者の属する世帯と同一の世帯の世帯員を含む。）から適用する。

附 則（令和3年6月9日規程第31号）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和2年12月22日以後に本市に転入した者（この要綱による改正後の小山市移住支援金交付要綱（以下「新要綱」という。）第4条第1項ただし書の規定による申請をする場合は、当該者の属する世帯と同一の世帯の世帯員を含む。）であって、施行日以後に新要綱第6条第1項の規定による申請を行うものから適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小山市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

小山市移住支援金交付申請書兼請求書

小山市移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により、確認事項に同意の上、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

なお、小山市移住支援金の交付を受けるに当たり、市長が私の住民基本台帳の調査を行うことに同意します。

1. 交付申請額（請求額）・確認事項・振込先

交付申請額（請求額）		円		
確認事項		栃木県及び小山市は、本申請により得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、栃木県マッチング支援事業実施要領に規定する企業情報提供サイトに登録された法人又はとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領に規定する地域課題解決型創業支援プロジェクトの実施主体に提供し、又は確認する場合があります。		
振込先	金融機関名		支店名等	
	種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

2. 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者を除く。）	人
申請者の区分	<input type="checkbox"/>	一般就業者	<input type="checkbox"/>	専門人材就業者		
	<input type="checkbox"/>	テレワーカー	<input type="checkbox"/>	起業者		

3. 転入前の住所

転入前住所	〒
-------	---

4. 東京 23 区内の通勤履歴（申請者が東京 23 区内に通勤していた者である場合のみ記入してください。）

期間	就業先	就業地

※ 東京 23 区内に通勤後、転入の 3 月前までに東京 23 区以外での通勤履歴があれば記入してください。ただし、当該通勤履歴がある場合は、支援金の対象となりません。

5. 移住後の生活状況（申請者がテレワーカーである場合のみ記入してください。）

勤務先部署	
勤務先部署の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

様式第2号（第6条、第8条、第9条関係）

誓約書

小山市移住支援金（以下「支援金」という。）の交付を申請するに当たり、小山市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条、第8条及び第9条の規定に基づき、下記の事項について誓約いたします。

記

1. 私は、支援金の申請日から5年以上継続して小山市に居住します。
2. 私は、就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている者の3親等内の親族に該当しません（申請者が一般就業者である場合に限る。）。
3. 私は、支援金の申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思があります（申請者が一般就業者、専門人材就業者又は起業者である場合に限る。）。
4. 私は、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思で小山市に移住します（申請者がテレワーカーである場合に限る。）。
5. 私（要綱第4条第1項ただし書に該当する申請をする場合は、同一世帯の世帯員を含む。）は、小山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者ではありません。
6. 栃木県移住支援事業に関する報告及び現地調査について、栃木県及び小山市から求められた場合には、それに応じます。
7. 私は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱に基づき、当該各号に掲げる金額を返還します。
 - (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合 支援金の全額
 - ア 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - イ 申請日から起算して、3年未満に本市から転出したとき。
 - ウ 申請日から起算して、1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
 - エ 起業支援金の交付決定が取り消されたとき（申請者が起業者である場合に限る。）。
 - (2) 申請日から起算して、3年以上5年未満に本市から転出した場合 支援金の半額

年 月 日

小山市長 様

申請者 住 所
氏 名

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

小山市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話

担当者

就業証明書（一般就業者・専門人材就業者用）

次のとおり、相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
応募受付年月日	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う職務を務める者との関係（マッチングサイト掲載求人の場合に限る。）	3親等内の親族に該当しません。
プロフェッショナル人材又は先導的人材マッチング事業を利用している場合に限る。	目的達成後に離職することが前提ではありません。
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

栃木県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、栃木県及び小山市の求めに応じて、栃木県及び小山市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

小山市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話

担当者

就業証明書（テレワーカー用）

次のとおり、相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではありません。
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていません。

栃木県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、栃木県及び小山市の求めに応じて、栃木県及び小山市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号（第7条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました小山市移住支援金(以下「支援金」という。)の交付については、次のとおり決定しましたので、小山市移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定により通知します。

交付決定額	円
交付の条件	<p>1 次の各号のいずれかに該当するときは、市長の請求に応じ、当該各号に掲げる金額を返還します。</p> <p>(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合 支援金の全額</p> <p>ア 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>イ 申請日から起算して、3年未満に本市から転出したとき。</p> <p>ウ 申請日から起算して、1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。</p> <p>エ 起業支援金の交付決定が取り消されたとき(交付決定者が起業者である場合に限る。)</p> <p>(2) 申請日から起算して、3年以上5年未満に本市から転出した場合 支援金の半額</p> <p>2 要綱第9条の規定により、栃木県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に現地調査を行います。報告及び現地調査に応じない場合、偽りその他不正の手段による申請をしたものと推定し、1の返還請求を行う場合があります。</p>

様式第 6 号（第 7 条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長 印

小山市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました小山市移住支援金の交付については、次の理由のとおり交付しないことを決定しましたので、小山市移住支援金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条、第8条、第9条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)